

建設工事における社会保険等未加入事業者の取扱いについて

松戸市では、「健康保険」、「厚生年金」及び「雇用保険」(以下、「社会保険等」という。)の加入の有無を名簿登載の資格要件としているため、以下の届出を行っていない事業者(届出義務がない者は除く。)は「松戸市入札参加業者資格者名簿」に登載できません。

健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条規定による届出

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

社会保険等加入状況の確認方法

社会保険等の加入状況については、提出書類の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)」において、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」の加入の有無が「有」又は「除外」については、社会保険等に加入しているとみなします。

また、いずれかの社会保険等に「無」となっている場合は社会保険等に未加入とみなします。

※「無」となっていて、その後、社会保険等に加入した場合については、申請日時点で加入されていることが確認できる下記の書類等が必要となります。

<健康保険、厚生年金保険>

- (1) 標準報酬決定通知書
- (2) 保険料の納入に係る領収証書または納入証明書等

<雇用保険>

- (1) 労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料の領収証書または納入証明書
- (2) 労働保険納入通知書及び保険料の領収証書または納入証明書等